

会社には決算公告が
義務付けられています



決

算

公

告

決算公告は、
国が発行する官報へ

決算公告のお申し込み、お問い合わせは
最寄りの官報販売所で受け付けています

会社には決算公告が義務付けられています



どのような会社で決算公告が義務付けられているのでしょうか。



決算公告が義務化されている理由

全ての株式会社で、決算公告が義務付けられています(会社法第440条)。

決算公告は株式会社の「義務」です。そのため、義務の対象となる株式会社は国内に非常に多く存在するわけですが、なぜあえて「義務」としているのでしょうか。

株式会社には、株主が存在します。また、取引先となる企業が債権者となることがあります。企業の経営状況、財務状況が公開されることで、株主や債権者が万一のときに不良債権などの危険を避けることができるよう、いわば「安全な取引が可能な環境」を整えることができるのです。

投資している企業や取引をしている相手企業の経営を知ることは、とても重要なことです。決算公告の義務化は、取引の安全性が保たれることで、より活発な市場が生み出されることにもつながります。

「CSR(企業の社会的責任)が声高に呼ばれる波は、中小企業にも来ています。決算をオープンにしていないことが、今後企業の信頼構築の上でマイナスに働く可能性がある」と指摘されています。



どこで申し込みできますか。



各都道府県の官報販売所及び全国官報販売協同組合で受け付けております。

〒639-1007奈良県大和郡山市南郡山町527番13号
奈良県官報販売所
株式会社 啓林堂書店
TEL 0743-51-1000 FAX 0743-53-5151